小児慢性特定疾病医療受給者証の更新手続きについて

≪留意事項≫

現在、岡山市が交付している小児慢性特定疾病医療受給者証は、原則として令和7年12月31日で有効期間が終了します。令和8年1月1日以降も、引き続き治療が必要な患者については、更新手続きが必要です。

更新手続きをされなかった場合には、令和8年1月1日以降の医療費について公費負担は受けられません。

　なお、**令和7年10月1日以降に新規申請をされた方は、新規申請日から令和8年12月31日までの受給者証を交付するため、今年度の更新申請の手続きは不要です。**

**（１）「医療意見書」の作成方法について**

「医療意見書」の様式については、保護者へ送付しておりません。各医療機関におきまして、小児慢性特定疾病情報センターのホームページからダウンロードして作成くださいますようお願いいたします。（小児慢性特定疾病対策の対象疾病一覧の最新版は、令和7年4月1日版です。）

記載にあたっては、岡山県小児慢性特定疾病審査会で統一的な審査を行うための取扱い資料「小児慢性特定疾病医療意見書の記入について」を同封しておりますので、ご参照ください。

**【医療意見書の作成にかかる留意事項】**

・全ての疾病について、令和5年10月に様式が変更となっています。

・全ての疾病について、令和7年8月1日以降の内容を記入してください。

・令和6年4月からヒト成長ホルモン治療を行うための基準の撤廃に伴い、以下の疾病について①～③の事項を必ず記載してください。

◇成長ホルモン分泌不全性低身長症（脳の器質的原因の有無を問わず）

　　　　◇下垂体機能低下症における成長ホルモン治療について

**①年間身長増加率（〇cm/年）を臨床所見「症状（その他）」欄に記入する。**

※「年間身長増加率」は、当該年の8月以降の計測値及びその計測日から1年前の値を確認する。なお、その期間が1年未満もしくは1年以上の場合は、1年あたりの「年間身長増加率」に換算する。

**②１年以内の骨年齢を記入する。**

※医療意見書に骨年齢の項目がない場合は、臨床所見「症状（その他）」欄に「骨年

齢」と検査の「実施日」を記入する。

**➂成長ホルモン分泌不全性低身長症では、成長ホルモン使用中に甲状腺機能低下症が**

**顕在化する場合があるため、freeT4、IGF-1について少なくとも年に１度は検査を**

**実施し、医療意見書に数値を記入する（保険適用の範囲内でよい）。**

※医療意見書に検査結果の記入がない場合は、審査保留となります。

※この場合、診療報酬明細書（レセプト）の摘要欄に、小児慢性特定疾病の認定を受けており、

成長ホルモン治療中であること、検査の必要性、病名（甲状腺機能低下症の疑い有等）につ

いて注記する。

**（２）複数の疾病がある場合の対応について**

複数の疾病がある場合には、疾病それぞれの医療意見書が必要です。ただし、「先天性の慢性心疾患」の複数疾病がある場合には、主たる疾病名の医療意見書を作成してください。

**（３）重症患者認定について**

重症患者認定は、申請者が重症患者認定申告書を提出する必要があります。令和7年度より様式を変更しております。重症患者認定申告書裏面の記入例をご確認の上、症状・治療状況等の状態のうち、該当する箇所に「〇」をつけて下さい。

　患者が身体障害者手帳の交付を受けている場合は、身体障害者手帳の写しで症状が確認できるならば、医療意見書に記載がなくても手続きが可能です。

**（４）人工呼吸器等装着者認定について**

医療意見書に記載されている疾病により人工呼吸器等装着者の申請をする場合は、「人工呼吸器等装着者証明書」を医師が記載し、保護者へお渡しください。

認定基準：生命維持装置を一日中装着する必要があり、今後1年間程度に渡って離脱の見込みがなく、かつ日常生活動作が著しく制限されていること

**（５）その他**

・医療意見書記載後は、記載年月日、医療機関の所在地・名称、指定医の氏名、及び指定医番号を確認の上、保護者へお渡しください。

・更新手続きについてのご案内、各種申請書様式、特例の認定基準等につきましては、岡山市ホームページ内の「小児慢性特定疾病について」にも掲載しております。「岡山市　小児慢性特定疾病医療」で検索してください。

【問合せ先】

〒７００－８５４６

岡山市北区鹿田町一丁目１番１号

岡山市保健所健康づくり課　特定疾病係

電話　０８６－８０３－１２７１